特別養護老人ホーム第Ⅱあま恵寿荘運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人嘉祥福祉会が開設する特別養護老人ホーム第Ⅱあま恵寿荘（以下「介護施設」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第２条　介護施設は、入居者一人ひとりの意思および人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅での生活への復帰を念頭に於いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。

２　施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（介護施設の名称等）

第３条　事業を行なう介護施設の名称及び所在地は次の通りとする。

（１）名称　　特別養護老人ホーム第Ⅱあま恵寿荘

（２）所在地　　あま市坂牧向江２４番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　介護施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

（１）　管理者（施設長）　　１名

施設業務を統括し、職員を指導監督する。

（２）　医師　　１名以上

入居者の診療、健康管理及び保健衛生指導を行なう。

（３）　生活相談員　　２名以上

入退居における面接手続き、利用者処遇や苦情相談に関することを行なう。

（４）　介護支援専門員　　１名以上

入居者の要介護認定や調査に関すること、入居者のケアプランの作成、ケアカンファレンスの開催などを行なう。

（５）　看護職員　　６名以上

入居者の健康管理や診療の補助、看護を行なう。

（６）　介護職員　　４８名以上

入居者の日常生活の介護、相談及び援助を行なう。

（７）　管理栄養士　　２名以上

栄養ケアマネジメント計画の作成、献立作成、栄養相談等を行ない、調理員を

指導し、給食業務を行なう。

（８）　機能訓練指導員　　１名以上

入居者の機能訓練に関すること、機能訓練に関する介護職員への指導。

（９）　事務員　　２名以上

庶務及び会計事務、介護保険請求事務等

上記に定める職員の他、必要に応じて職員を置くことが出来る。

（利用定員）

第５条　介護施設の利用定員は次の通りとする。

（１）特別養護老人ホーム　１００名（ユニット型個室１００名）

（２）ユニット数は１０ユニットで、ユニット毎の入居定員は１０名とする。

（３）施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて、入居させないものとする。

（施設サービスの内容及び利用料等）

第６条　施設サービスの内容は次の通りとし、施設サービスを提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額とする。

（１）入浴、排泄等介護及び日常生活上の世話

（２）日常生活動作の機能訓練

（３）食事等の栄養ケアマネジメント

（４）健康チェック

２　居住費は、１日２，０６６円とする。ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している住居費の負担限度額とする。

３　食費は１日１，５４５円とする。ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している食費の負担限度額とする。

４　入居者が選定する特別な食事の提供を行なったことに伴い必要となる費用、行事食（お正月、雛祭り、夏祭、敬老会、寿司の日、バイキング食、誕生祝い等）代は、実費相応分とする。

５　日常生活において通常必要とする費用で、入居者が負担すべき費用は実費を徴収する。

６　前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当っては、予め入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行ない、サービス利用の同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更が有る場合には、予め入居者又はその家族に対し説明を行ない、同意を得ることとする。

（苦情の処理）

第７条　介護施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講

ずることとする。

（事故発生時の対応）

第８条　介護施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに適切な対応をし、入居者の家族、市町村に連絡し必要な措置を講ずる。

２　介護施設は、入居者に対する施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償する。

（緊急時等の対応）

第９条　介護施設は、現に施設サービスの提供を行なっている時に、入居者の病状に急変が請じた場合や、その他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力病院への連絡を行なう等の必要な措置を講じる。

（非常災害対策）

第１０条　介護施設は非常その他の緊急事態に備え、防火管理についての管理者を定め執るべき措置について予め対策をたて、職員及び入居者に周知徹底を図るため定期的に避難訓練等を行なう。

（虐待防止のための措置に関する項目）

第１１条　生活相談員等は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。

（４）上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営に対しての留意事項）

第１２条　介護施設は、入居者に対して適切な施設サービスを提供することが出来るよ職員の勤務体制を定める。

２　介護施設は職員の資質向上を図るため、随時研修の機会を設ける。

３　介護施設は、その運営に当って、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行ない、地域との交流を深める。

４　事業所の従事者は、従業者でなくなった者についても入居者又はその家族の秘密保持を厳守させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。

５　この規程に定めるものの他、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設の管理者が別に定める。

附則
この規程は、平成２８年１月１日から施行する。

平成２８年６月１日　改訂
平成２９年６月１日　改訂
平成３０年４月１日　改訂
平成３０年６月１日　改訂
平成３１年４月１日　改訂
令和元年６月１日　　改訂
令和元年１０月１日　改訂
令和２年６月１日　　改訂
令和３年４月１日　　改訂
令和３年８月１日　　改訂
令和６年８月１日　　改訂
令和８年８月１日　　改訂